

平成27年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

**国際私法**

設問1

法の適用に関する通則法に現在規定がないため、新たな規定を設けるべきことになったとする。そのための提案書作成を依頼されたとして、いかなる問題に関し、いかなる連結点をおくべきか、理由を明らかにしながら私見を述べなさい。

設問2

原告住所地に裁判管轄を認めうる場合には如何なる場合があるか、理由を挙げて説明しなさい。